

諸外国の国立図書館等におけるデジタルアーカイブへの対応

平成19年7月27日
国立国会図書館

国	機関名	プロジェクト名 又は提供サービス名	規模	開始年	対象資料	特記事項
アメリカ	米国議会図書館(LC)	American Memory http://memory.loc.gov	1,100万点以上 (2006年)	1996年 (1990年～95年パイロットプロジェクト)	<ul style="list-style-type: none"> LCの所蔵資料のうち米国の歴史資料を選択。記述・演説資料、音楽、静止画、動画、印刷物、地図、楽譜など。 MINERVAで収集している資料も提供。 	<ul style="list-style-type: none"> 資料によっては寄贈、交換合意で利用が制限されているものがあるが、利用に関わる著作権に図書館は関与せず、利用者の判断にゆだねている。公正利用で許される範囲以上を利用をする(複写など)場合、著作権保持者から書面で許可を求めることが必要。
イギリス	英国図書館(BL)	Collect Britain http://www.collectbritain.co.uk	9万点	—	<ul style="list-style-type: none"> BLの蔵書のデジタル化プロジェクトの成果を公開。画像資料と録音、音楽資料。 画像資料は地図、写真、新聞、切手、原稿などで、キュレーターが選択した資料をスキャンしたものを公開。 録音資料は演説、音楽など。 	<ul style="list-style-type: none"> 画像は18世紀から19世紀にかけてのものが多く、著作権消滅後のものを対象にしているようである。「パーソナルフォルダに保存」「友人に送信」のリンクが張られている。 録音資料は、インターネットからのアクセスに対しては著作権の制限上、ストリーミング配信のみ。ダウンロードは不可。コピーが必要な場合、詳細情報を求めるメールを送信するよう記載がある。
イギリス	英国公文書館	PRONOM http://www.nationalarchives.gov.uk/pronom	43,000点の目録、15万点の参考文献、30万点の副参考文献(2005年)年間100～200GB程度の追加	2001年(電子記録管理の指針フレームワーク発表) 2005年(公文書の記録保存に関するポリシー発表)	<ul style="list-style-type: none"> 政府機関の発行する総文書の約5%を選別。有識者によるコンサルテーションをもとに選別手法を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 館内に設置されたPCで電子著作物の閲覧が可能。また、Electronic Records Online(試行システム)により、一部の電子著作物に関してはインターネットでの情報公開サービスも提供。
オーストラリア	オーストラリア国立図書館(NLA)	Digital Service Project http://www.nla.gov.au/dsp/	92,000点以上の画像、6,300点以上の地図、1万点以上の楽譜、8,600点以上の原稿、1,200点以上の図書、雑誌など、38,000時間以上の録音資料	1996年デジタル化開始	<ul style="list-style-type: none"> 静止画像が主。対象としてpictorial material(絵画、写真など)、地図、楽譜、原稿、選択した印刷物を含む。 サイトの“Digitized Collection”“Online Exhibition”にて検索、閲覧することができる。絵画、地図、原稿、図書・雑誌、楽譜、音楽が対象。 “Online Exhibition”には十数のテーマについて展示がなされているが、対象が19世紀のものもあれば、1930～2000年のものもあり幅広い。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、“Collection Digitisation Policy 2006”に従いデジタル化。このポリシーでは、原則の章にデジタル化の際の著作権との関係には言及がないが、提供の部分で著作権の制限を受けること、“Copyright Act 1968”に従うこと、著作権切れの資料はroutineでデジタル化することなどが記述されている。(http://www.nla.gov.au/policy/digitisation.html) “MusicAustralia”のcopyrightのページでは、Copyright Act 1968に従い学術、教育目的に限りダウンロード、更改を認める、音楽資料については著作権者の許諾がない限り、非営利目的でなければ更改は認められない、との記述がある。また、著作者人格権(Moral right)についても説明があり、音楽資料や歌詞などを公開する場合は原作者の名前を併記すること、作品の改変は同一性保持権(The right of integrity)を侵すことなどが記述されている。 “PictureAustralia”の場合、検索結果のサムネイル画像をクリックすると著作権情報が表示され、必要に応じて著作権者に許諾を得るよう促される。

諸外国の国立図書館等におけるデジタルアーカイブへの対応

平成19年7月27日
国立国会図書館

国	機関名	プロジェクト名 又は提供サービス名	規模	開始年	対象資料	特記事項
オランダ	オランダ国立図書館 (KB)	e-Depot	2,800点のe-journal 及び600点のマルチメディアアプリケーション	2000年	・“e-Depot”収集対象は、電子ジャーナル論文記事、マルチメディアアプリケーション(CD-ROM)。2006年からはe-Book及び画像ファイルを追加予定。	・“e-Depot”収集の資料は、館内サービスとして提供。同館Webサイトを通して出版物を検索する。 ・電子保管庫に保存されているCD-ROMの記述を見つけ閲覧を要求する。利用者は、オリジナル出版物とインストール済みの出版物の2通りから検索できる。 ・同館はホスト機能を持ち、特定のグループの利用者に対して出版社に代わり電子出版物の提供を行う。これらの出版物は主に電子雑誌と考えられる。 ・一部の許可されたユーザがインターネット経由でアクセスすることも可能。
カナダ	カナダ国立図書館・公文書館 (LAC)	デジタル・コレクション構築方針 http://www.collectionscanada.ca/collection/003-200-e.html	・約3.18TBの電子フォーマットの資料。9,500以上の定期刊行物や書籍を含む。 ・71,000時間以上の動画 ・250万点以上の絵画、地図など ・27万時間以上の動画、録音資料	1990年代(デジタル化開始) (1998年電子出版物へのポリシーとガイドライン)	・現在、サイト上で様々なコレクションを提供。映画、絵画、地図、書籍、芸術品など。電子フォーマットの情報は、9,500以上のオンラインで利用可能なカナダの定期刊行物や書籍を含む。 ・2004年に制度化されたウェブアーカイブの規定に基づいて収集した、約1,500の政府系サイト(.gc.ca)および地方政府のサイトを閲覧室のみで提供開始(2006年12月)。	・この方針には、デジタル化等における著作権との関係についての直接の記述は見当たらない。 ・1997年のデジタル化タスクフォースによる報告書では、デジタル化する資料の選択基準として、ビジネスケースのアプローチを取る際には著作権処理に必要な作業を考慮すること、2.3にアクセス制限や著作権の解決を行うことを必須としている。(http://www.collectionscanada.ca/8/3/r3-409-e.html)
ドイツ	ドイツ国立図書館 (DNB)	KOPAL(協調型デジタルアーカイブ構築プロジェクト)	収集開始当初のため、報告不可能(2005年11月時点)	2004年	・特定のコンテンツの種類に対象限定していない。特に公文書、電子ジャーナル、e-Book、マルチメディアアプリケーションの収集を意図している。	・利用者には、コンテンツの検索機能を未だ提供していない。また、文献目録へのリンクも提供していない。職員であれば、webブラウザを利用して情報を検索することができる。 ・ドイツ図書館に保存されている電子出版物のうち、著作権の発生するものについては、ドイツの出版社とローカルアクセス(館内閲覧)のみ許可する契約を締結。ユーザはパスワードの入力が義務付けられており、個人的な目的なら出版物の一部をプリントアウト及びダウンロードを行うことができる。ただし有料。 ・インターネット経由で館外からアクセスする場合は、著作権上の問題がない資料だけを閲覧することができる。

諸外国の国立図書館等におけるデジタルアーカイブへの対応

平成19年7月27日
国立国会図書館

国	機関名	プロジェクト名 又は提供サービス名	規模	開始年	対象資料	特記事項
フランス	フランス国立図書館(BnF)	Gallica(電子図書館) http://www.bnf.fr/pages/zNavigat/frame/version_anglaise.htm?ancre=english.htm	9万点のページ画像 1,200点のテキスト フォーマットファイル 500点の音楽資料 8万点の静止画像 (2006年4月)	1997年(電子図書館事業開始)	<ul style="list-style-type: none"> ・"Gallica"はBnFのオンライン電子図書館の名称。館所蔵の既存の資料から構成される。貴重で重要な資料をインターネットで検索でき、アクセスできないものを除き、コピーや現物へのアクセスが可能。2006年4月時点で、ページ画像、テキスト、音楽資料、静止画像を提供。 ・"Gallica"はコレクションとして、学術ジャーナルや新聞、画像や音声の電子化に重点を置く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・"Gallica Digital Library Charter"に、各コレクションのデジタル化の現状と想定が記述されている。コンテンツによって様々だが、BnFが著作権を持っている資料、著作権の制限の範囲内の資料について最大限デジタル化を行い、著作権が存続している資料については、著作権者に対し、BnFが構築する提供システムが複製物を保有することを許諾してもらうよう提案する予定のものが多く。French daily pressのデジタル化については、ケース・バイ・ケースで出版社に許諾を得ることが記述されている。(http://www.bnf.fr/pages/zNavigat/frame/version_anglaise.htm?ancre=english.htm)
EU	EU内の国立図書館	EUデジタル図書館	不明 (当初目標は2008年までに200万点をデジタル化することであったが、進捗が遅れており2006年8月に勧告が出された。)	2005年	<ul style="list-style-type: none"> ・計画では、さまざまな文化遺産(書籍、フィルム、写真、手稿、スピーチ、音楽等)で、パブリックドメインにあるものや著作権者の許諾を得たものをデジタル化し、インターネットで公開することが記述されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年4月、「デジタル図書館に関する高次専門家グループ」から、商業的に有用ではない(not commercially available)と権利者が判断したものと及び絶版のものについては、著作権処理を行わなくとも、デジタル化し公衆送信しても構わないのではないか、という答申が出された。(http://ec.europa.eu/information_society/newsroom/cf/document.cfm?action=display&doc_id=295)
イタリア	国立中央フィレンツェ図書館 国立中央ローマ図書館	—	不明	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・"Biblioteca digitale"で、所蔵資料をデジタル化したものをいくつかインターネット公開している。ここで公開されているものは、14-15世紀の印刷物が多く、著作権切れのものが中心と思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化と著作権の関係については、サイト上英語で書かれているページが見つからないため不明。 ・CD-ROM、リンク集、オンラインDBを提供しているようだが、インターネット上では検索等できない。
ロシア	ロシア国立図書館	National Digital Library Project http://www.nlr.ru/eres/activity.html	5万3,000点以上	2003年(デジタル技術部門の結成)	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化のコアとなる資料は、稀少かつ重要な地図、絵画、楽譜。電子化を依頼した論文集も含む。 ・過年度に、館内の資料をデジタル化するプロジェクトがいくつか行われた。Duma州の写真(CD-ROM版)、Bukhar-Jewish語の新聞など。オンラインコレクションで最も新しいのは"Images of Saint-Petersburg (1910-1941)"であり、資料のスクリーン画像を多くインターネットで提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サイト上に著作権についての言及はない。
中国	中国国家図書館	国家デジタル図書館プロジェクト	1億300万ページ(貴重書)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・特別コレクション(貴重書)の電子化をした後、全文画像データベースを製作し公開。 	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権についての詳細は不明。
韓国	韓国国立中央図書館 国立中央デジタル図書館(NDL)	国立デジタル図書館(NDL)	1億45万ページ	—	<ul style="list-style-type: none"> ・1945～1997年刊行の韓国内主要単行書の中で、学術的・情報的価値の高い資料を選定し、152,858冊の原文情報を提供。(2006年末現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権法の28条2項に、販売用の書籍等で出版後5年間を経たものであれば、デジタル化して図書館等で相互通信して構わないという規定が存在する。但し、補償金の支払が必要(28条5項)。 ・著作権法28条2項によると、外部への公衆送信は不可。

(参考文献) 加藤 多恵子. "デジタルライブラリーにおけるデジタルコレクション". 情報管理, Vol.47, No.4, (2004), pp.258-266.